

## 品川区里帰り等健診・検査費助成事業実施要綱

制定	平成19年	3月30日	区長決定	要綱第45号
改正	平成20年	4月		要綱第65号
改正	平成21年	3月		要綱第103号
改正	平成22年	4月		要綱第56号
改正	平成23年	3月		要綱第35号
改正	平成27年	4月		要綱第99号
改正	平成28年	4月		要綱第203号
改正	平成30年	4月		要綱第73号
改正	平成31年	3月		要綱第130号
改正	令和2年	3月		要綱第36号
改正	令和3年	3月		要綱第146号
改正	令和5年	3月		要綱第82号
改正	令和8年	4月		要綱第114号

### (目的)

第1条 この要綱は、里帰りなどで品川区妊産婦健康診査実施要綱（昭和50年品川区要綱）、品川区新生児聴覚検査実施要綱（平成31年品川区要綱第131号）または品川区乳児健康診査（1か月児・6か月児・9か月児）実施要綱（昭和50年品川区要綱）（以下「品川区妊産婦健康診査実施要綱等」という。）に定めた都内契約医療機関および都内助産所（以下「都内契約医療機関等」という。）以外で妊婦健康診査・新生児聴覚検査等を受診した妊産婦に対し、母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく妊婦健康診査、新生児聴覚検査、産婦健康診査、1か月児健康診査の健診等費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、安心して子を生み育てることができる環境の整備に寄与することを目的とする。

### (対象)

第2条 里帰り等健診・検査費助成（以下「健診費等の助成」という。）の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 受診日現在、妊婦または産婦であって、区内に住所を有する者であること。
- (2) 都内契約医療機関等以外の医療機関または助産所において、品川区妊産婦健康診査実施要綱等に定めた妊婦健康診査、妊婦超音波検査、妊婦子宮頸がん検診、新生児聴覚検査、産婦健康診査または1か月児健康診査を自己負担で受診した者であること。
- (3) 前2号に掲げるものであっても、品川区妊産婦健康診査実施要綱等に定めた妊婦健康診査受診票（1回目から14回目まで）、妊婦超音波検査受診票、妊婦子宮頸がん検診受診票、新生児聴覚検査受診票、産婦健康診査受診票または1か月児健康診査受診票を使用していないものであること。

2 対象者は、この要綱による助成を受けようとする場合にあっては、受診しようとする

る健康診査の種類に応じ、品川区妊産婦健康診査実施要綱等における受診票の有効期間等の末日までに受診しなければならない。

(助成の内容)

第3条 品川区妊産婦健康診査実施要綱等に定めた、1妊娠期間中に受診する妊婦健康診査14回まで、妊婦超音波検査4回まで、妊婦子宮頸がん検診1回まで、産後に受診する新生児聴覚検査1回まで、産婦健康診査2回まで、1か月児健康診査1回まで、費用の一部を助成するものとする。

また、助産所における妊婦健康診査費用の助成については、妊婦健康診査受診票(1回目)および妊婦超音波検査受診票、妊婦子宮頸がん検診受診票、1か月児健康診査受診票は、医師の診断を求める検査内容となっているため、申請はできないものとする。

(助成する額)

第4条 区長は、対象者に対し、健診または検査を受けた場合、別表に定める額を上限とした自己負担額を助成するものとする。

(申請)

第5条 健診費助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、里帰り等健診・検査費助成申請書(第1号様式)に、申請に係る受診日または医療機関の適否等の確認に要する次に掲げる書類を提示し、または添付して、区長に申請しなければならない。

- (1) 母子健康手帳
- (2) 申請に係る受診日の医療機関発行領収書
- (3) 未使用「妊婦健康診査受診票」「妊婦超音波検査受診票」「妊婦子宮頸がん検診受診票」「新生児聴覚検査受診票」「産婦健康診査受診票」「1か月児健康診査受診票」

ただし、産婦健康診査および1か月児健康診査については、受診票を交付されていない場合は、添付不要とする。

- (4) 前3号に掲げるもののほか区長が必要と認める書類

(申請の期間)

第6条 前条の規定による申請は、健診等実施日または出産した日から1年間とする。

(助成の決定)

第7条 区長は、第5条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成を決定したときは里帰り等健診・検査費助成金交付決定通知書(第2号様式)により、審査の結果、助成することが不相当と認めたときは、「里帰り等健診・検査費助成金不交付決定通知書」(第3号様式)により申請者に通知するものとする。ただし、「里帰り等健診・検査費助成金交付決定通知書」については、申請者の指定金融機関口座への振込みをもって代えることができる。

(支払)

第8条 区長は、前条の規定による審査の結果、助成することを決定した場合は、速やかに助成金を交付するものとする。

(返還)

第9条 区長は、助成を受けた者が偽りその他不正の行為により助成金の交付を受けたと認めるときは、交付した助成金の全部または一部を返還させるものとする。

(準用)

第10条 健康診査の結果、早急に支援が必要と判断した場合における医療機関との連携については、品川区妊産婦健康診査実施要綱第6条の規定を準用する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、健康推進部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、施行日以後に受診した妊婦健康診査について適用する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から適用する。
- 2 この要綱による産婦健康診査および1か月児健康診査に係る対象者は、令和8年4月1日以降に出産した者とする。
- 3 第2条第2号の規定にかかわらず、令和8年4月1日から令和8年9月30日までに産婦健康診査および1か月児健康診査を受診した場合にあっては、都内の医療機関または都内助産所で受診した者もこの要綱による助成の対象とする。この場合において、令和8年9月30日までに都内医療機関または都内助産所において産婦健康診査または1か月児健康診査を受診したときは、第5条の規定にかかわらず、電子申請サービスを利用して第5条の規定による申請を行うことができる。

別 表

費 目	助成する額
里帰り等妊婦健康診査健診費（1回目）	品川区妊産婦健康診査実施要綱による委託契約単価相当額
里帰り等妊婦健康診査健診費（2回目以降）	品川区妊産婦健康診査実施要綱による委託契約単価相当額
里帰り等妊婦超音波検査費	品川区妊産婦健康診査実施要綱による委託契約単価相当額
里帰り等妊婦子宮頸がん検診費	品川区妊産婦健康診査実施要綱による委託契約単価相当額
里帰り等新生児聴覚検査費	品川区新生児聴覚検査実施要綱による委託契約単価相当額
産婦健康診査費	品川区妊産婦健康診査実施要綱による委託契約単価相当額
1 か月児健康診査費	品川区乳児健康診査（1 か月児・6 か月児・9 か月児）実施要綱

## 里帰り等健診・検査費助成申請書

(フリガナ) 妊産婦氏名	
(生年月日) 年 月 日	
出産年月日 (出産前の方は予定)	
(フリガナ) お子様の氏名 ※1か月児健診申請の 場合記入してください。	

振込先金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合	(支店番号: )	本店 支店 出張所
口座の種類	普通 当座	口座番号		
フリガナ				
口座名義人				

※ 振込先の記載に誤りがあると、助成金を振り込むことができません。正確に記載してください。

助 成 申 請 額

金 \_\_\_\_\_ 円

里帰り等健診・検査費の助成を申請します。

この申請に必要な住民基本台帳に関する情報について、品川区が調査することに同意します。

なお助成金は、上記の口座にお振り込みください。

年 月 日

品 川 区 長 あて

住 所 \_\_\_\_\_

妊産婦氏名 \_\_\_\_\_

電 話 (            )

口座名義人欄に、妊産婦氏名以外または旧姓を記入する場合は、下欄の委任状に妊産婦氏名の記入が必要となります。

私は、上記口座名義人に里帰り等健診・検査費助成費の受取を委任いたします。
年 月 日
妊産婦氏名

第 年 月 日  
号

様

品川区長

里帰り等健診・検査費助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった里帰り等健診・検査費助成金については、下記のとおり交付することと決定したので、品川区里帰り等健診・検査費助成事業実施要綱第7条の規定に基づき、通知します。

記

1. 氏 名

2. 住 所

3. 助成金額 円

4. その他 助成金は、お届けいただいた金融機関の口座に振り込みます。

第 号  
年 月 日

様

品川区長

里帰り等健診・検査費助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった里帰り等健診・検査費助成金については、下記のとおり交付しないことと決定したので、品川区里帰り等健診・検査費助成事業実施要綱第7条の規定に基づき、通知します。

記

1. 氏 名
2. 住 所
3. 不交付の理由